

平成25年(ワ)第117号

原告 吉川豊外10名

被告 学校法人ロザリオ学園外9名

平成27年6月5日

〒102-0084

東京都千代田区二番町8番地3 二番町大沼ビル3階

青葉総合法律事務所

T e l 03 (3556) 0031

F a x 03 (3556) 0035

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 浅 野 晋

弁 護 士 山 本 雄一朗

松山地方裁判所 西条支部

民事合議係 御中

## 準備書面(8)

### 第1 過失責任の背景事実

被告らの過失責任、安全配慮義務違反を論ずるためには、まず、その前提となる次の背景事実を把握しておく必要がある。

- ①事故現場周辺の自然環境
- ②事故現場の加茂川の形状・水流
- ③事故当日の天候

以下これらを具体的に述べる。

## 一、事故現場付近の自然環境

本件事故現場の地勢、加茂川の自然環境は次の通りである。

### 1、本件事故現場の地勢

ア、愛媛県は、四国をほぼ東西に走る四国山地が海岸線近くまで迫り、県土の大部分を険しい山地が占めている。

西条市は、市内に西日本最高峰の石鎚山（標高1982m）を始めとする急峻な山々が峰を連ね、市の総面積のうち山林が69%もの割合を占める地域である。

国土地理院の地図（甲45）を見ると、海岸線に沿って広がる市街地から南下し内陸に向かうと、たちまち急峻な山また山が続く山林地域となることがわかる。  
イ、本件事故現場は、西条市の市街地の外れから、南に直線距離で約6kmほど入った加茂川の河川敷である。河川敷であるので、無地番であるが、事故現場の右岸にある「石鎚ふれあいの里」の住所は西条市中奥1号25-1である。

注：川下に向かって右側を「右岸」、左側を「左岸」という（甲46p2）

ウ、西条市から本件事故現場へは、鉄道がないので車で行くしかないが、加茂川の流れに沿った県道12号線（西条久万線）を、市街地から山間部に入っていくと、途中の黒瀬湖の沿道部分を除き、加茂川の両岸は、いずれも切り立った山であり、加茂川はその山々の峡谷の底を流れているのがわかるのである。

オ、このことは、国土地理院作成の地図（甲45）を見るとはっきりと確認できる。

この地図は1/25000の地形図で、等高線の間隔は10mであるが、加茂川の本川（ほんせん）・支川（しせん）とも両岸の等高線の間隔は極めて密であり、上記合計24箇所の水源に至る各支川は、いずれも切り立った山の斜面がなす谷の底にあることが確認できる。

注：「本川」・「支川」（甲46p1の「水系図」参照）

- ・同じ流域にある「本川」、「支川」、「派川」及びこれらに関連する湖沼を含めて「水系」という。
- ・「本川」とは、水系の中で、流量、河川の長さ、流域の大きさなどが、もっと

も重要と考えられる河川のこと。

- ・「支川」とは「本川」に合流する河川のこと。

## 2、加茂川について

ア、加茂川の上流はたくさんの支川（しせん）があり、先に述べたようにその端点（最上流）に、合計24箇所の水源がある。（甲45）

本件事故現場の上流の加茂川の本川も支川も、その流域（集水域）は、地図（甲45）を見るとすぐに分かるように、全て山の急斜面であり平野部は全くない。

注：「流域（集水域）」（甲46 p 1の「水系図」参照）

- ・降雨がその河川に流入する全区域（範囲）のこと。「集水区域」とも呼ばれる。

イ、加茂川は、本件事故現場（甲45のAの地点）の約3km程上流にある「河口」（甲45のBで表示した地点）で、加茂川の合計24箇所ある源流のうち22箇所の水源及びその水源から流れる支川の流域（集水域）の水がひとつに集まっている。

ウ、そして、残る2つの水源（甲45の番号23、24の水源）から流れ出る水は、「イノウチ谷」を下り、本件事故現場の約300m位上流の「千野々」という地名のところで加茂川の本流に合流する。

オ、すなわち、本件事故現場は、加茂川の全ての水源、支川・本川の流域（集水域）の水が流入し、ひとつにまとまって水流が形成されている場所のすぐ下流に位置している。

カ、各水源と本件事故現場の加茂川河川敷との標高差は甲54の「標高差一覧表」に記載の通りである。すなわち、各水源と本件事故現場の加茂川河川敷との標高差は、

- ・最大の標高差（甲45の④とAとの標高差） 1346.1m
- ・最小の標高差（甲45の㉓とAとの標高差） 283.5m

であり、各水源から本件事故現場まで、いずれも著しい高低差があることがわかる。

キ、すなわち、加茂川の水源地から流れ出る支川の流域（集水域）に降った雨は、各支川に流入し、この著しい標高差を流れ下る急流となって本件事故現場までの短い

距離を一気に流れ下ることになるのである。

## 二、本件事故現場の加茂川の形状・水流

### 1、本件事故現場の加茂川の形状

本件事故現場となった石鎚ふれあいの里西側の加茂川の形状は、上空からの写真（甲47）と、河川の形状を図示した図面（甲48）（河川法第12条2項、同法施行令第5条2項に基づく「河川現況台帳」の附属図面）を見るとよく分かる。

なお、甲47の上空からの写真は、Google Earth のインターネット映像をプリントしたものである。

なお、この写真の撮影時期については、Google Earth の画面には「画像取得日：2014/12/31」と記載されている。

### 2、流水面と河原

ア、甲47、甲48を見ると明らかなように、加茂川は本件事故現場においてU字型に湾曲し、U字型の下端部の右岸に「石鎚ふれあいの里」がある。その右岸の擁壁（堤防）に沿って細長い流水面（以下「本件流水面」という）が広がっている。

このU字型の湾曲部の底辺（湾曲部分）は、いわゆる「水衝部」であり、水流で河底が削られ、他より深くなっている。

注：「水衝部」（甲46 p5）

河道の湾曲や川幅の広狭、砂州の形成などの原因により流水が集中して強い洗掘力や掃流力（河床の砂礫を異動させる力）が生じるところ。

イ、本件事故現場の左岸側は、砂礫や岩が露出した乾いた河原が広がっており、河原部分の幅と本件流水面の幅の比率は、本件事故発生の直前（増水する前）において、流水面が最も広い箇所、ほぼ

河原の幅：流水の幅 = 2 : 1

ほどの割合で河原部分の方が広がっていた。甲47の写真で写っている流水面と河原の幅の比率は、ちょうどこれと同じくらいの比率となっている。

ウ、この河原部分は、水位が高くなると河床となるが、河原は右岸より左岸に向か

って次第に高くなり、現場の目測では、河原が左岸の擁壁（堤防）に接するところでは、河原は右岸の水面より1～2mほどは高くなっている。（甲51の①②③の写真参照）

注：「河床」（甲46p3）

河川において流水に接する川底の部分をいう。

エ、流水面の河床は、河原から右岸の擁壁（堤防）に近づくと従って次第に深くなり、右岸の擁壁（堤防）付近では大人の腹部ほどの水深があった。

オ、本件事故の原因となった増水時点においては、おそらく40cm～50cm程度の水位の上昇と共に流水面が広がり、河原の幅は何mか左岸寄りに後退し河原が狭くなったが、その程度のことであり、河原全体が水没するようなことはなかった。

### 3、下流の石段下の河床の状況とその上・下流の水流

ア、ふれあいの里の北端にあるプールの西端をまっすぐ西に加茂川に向かうと、右岸の擁壁（堤防）に、地面から加茂川に降りる石段（以下「本件石段」という）が設置されている（甲49の①）。甲49の①の写真は、左岸から右岸側を撮影した写真であるが、これと甲48（「河川現況台帳」の附属図面）を対比すればおよそその位置関係を把握することができる。

なお、この甲48（「河川現況台帳」の附属図面）の作成時には右岸の擁壁（堤防）や石段が設置されていなかったから、この図面では右岸の擁壁（堤防）も石段も記載されていないことご注意頂きたい。

イ、本件のお泊まり保育において、本件幼稚園の教諭・園児らは、この本件石段を下りて川に入り、川を横断して左岸の河原に渡った。

本件石段の下の河床には、大小の岩が点在しており（甲50の③～⑦の写真参照）、かつ、この岩に苔が生えていて滑りやすくなっていた。

このため、大人でも歩きにくく、園児にとっては極めて危険な場所であった。

ウ、本件石段の上流は、本件事故発生の直接の原因となった増水（以下「本件増水」という）の直前において、最大幅約9m程の細長い流水面が、約50m程の長さで広がっていた。（注：長さについては、甲47の写真の縮尺から概算した数字

である。)

エ、この流水面は、河原の水際から右岸（ふれあいの里側）の擁壁（堤防）に向けて次第に深くなり、この右岸の擁壁（堤防）の下付近では、本件増水前でも大人の腹部から胸近くほどの水深があった。

オ、本件石段のすぐ下流は、左岸の河原が突き出るように広がっているため、流水面が狭くなっているばかりでなく、この狭い流水面には、水中から岩が突き出して、更に流水の幅が狭くなっている部分がある。

この部分は、水流が早くなっており、白波が立つほどの急流が流れている。（甲49の②③）

カ、そして上記オ、記載の急流の先は、水深が深い「淵」状の流水となっている。（甲49の②）

なお、甲47の上空からの写真では、この「淵」状の流水の部分は、水面の上空に繁茂した樹木の枝によって遮られているため写っていない。

#### 4、避難通路

本件石段のからまっすぐに対岸（左岸）を見ると、左岸の擁壁（堤防）の壁面には、避難通路が設置されていることがわかる。

この避難通路は、加茂川の河原から、県道第12号線（西条久万線）に通ずる幅約1.5mほどの通路であり、手すりもついている。甲50の②、甲51の①の写真で白く見えるのがこの避難通路の手すりである。

この避難通路の下端は、河原の上端となだらかな斜面で連絡しているため（甲49の①、甲50の⑤）、幼児でも徒歩で容易にこの斜面を上り、この避難通路を経由して県道12号線まで到達することができる。（甲49の①）

そして、現に、本件増水時に河原に避難した園児のグループ（12名）は、この避難通路を上って救出されている。

#### 5、現場写真

ア、本件事故が発生した現場の具体的状況は、現場写真を見るのが一番良いと思われるので、以下、現場写真に基づきこれを説明する。

なお、甲４９～甲５２の現場写真は、平成２７年３月１８日に原告代理人が撮影した本件事故現場の写真である。

水量は、本件事故発生直前（増水前）の水量とほぼ同じ位の水量であると思われる。

イ、甲４９

甲４９の①～⑥は、事故現場を加茂川の左岸から、右岸のふれあいの里側を撮影した写真である。

a. 甲４９の①の写真

- ・ 建物はふれあいの里の施設の建物である。
- ・ 右岸には石段が２つあるが、園児が昇降した本件石段は、右岸の下流にある石段（写真左手）である。
- ・ 手前の白い手すりのある傾斜通路は、河原からの避難通路である。下部が河原の斜面と連絡している。

b. 甲４９の②の写真

- ・ 右に写っている石段は、園児が昇降した本件石段である。
- ・ 本件石段の下流（左方向）は、河原が右岸にせり出し、また右岸は巨大な岸壁が突出しているため川幅が狭くなり、水面から突き出た岩が点在して流水部分が狭められ、水流が急となり白波が立っている。

更にその下流は、水深が深く「淵」のようになっていることが、写真から読み取れる。

- ・ 甲４９の③の写真は、水流が急となり白波が立っている部分のクローズアップ写真である。

c. 甲４９の④の写真

- ・ 園児・教諭達が、ふれあいの里側から加茂川に降りるために用いた本件石段の写真である。
- ・ 勾配は、目測でおそらく４５°ほどあると思われる、かなり急である。平べたい半月状の石（黒っぽく写っているもの）が、コンクリートの法面から出っ張っており、それが足がかりとして昇降する。
- ・ 写真右に、水面から露出している岩があるが、これが石川正子教諭と

園児達がしがみついていた岩である。（詳しくは後に述べる）

d. 甲49の⑤、⑥の写真

- ・⑤は左岸の河原から右岸を撮影したものである。本件石段と上流の石段の中間辺りから上流側の右岸の状況を撮影している。ややわかりにくいですが、上流側石段が写っている。
- ・⑥は、⑤の更に上流を撮影したもの。建物は、ふれあいの里の施設である。

ウ、甲50

甲50の①～⑩の写真は、本件石段付近から、本件事故発生現場付近の左岸・河原等の加茂川の状況を撮影した写真である。

- a. 甲50の①の写真は、本件石段の上部付近から、川の下流方向を撮影したものである。川が巨大な岸壁に遮られ、左に鋭く屈曲している状態が分かる。
- b. 甲50の②の写真は、本件石段の上部付近から川の対岸を撮影したものである。対岸の堤防に、避難通路があり、そこまで河原がなだらかな斜面となって次第に高くなっていることが分かる。
- c. 甲50の③の写真は、本件石段の上部から真下を撮影したものである。石段下の川底には、大小の岩があり、苔むしている岩もあることが分かる。左上の水面から顔を出している細長い岩は、石川正子教諭と園児がしがみついていた岩である。
- d. 甲50の④の写真は、本件石段の真下の川底の状況を撮影したものである。左上の水中の岩を、甲50の③の写真と対比すると、その位置関係がわかる。
- e. 甲50の⑤の写真は、本件石段の上から正面の川と左岸を撮影したものである。避難通路が河原となだらかな斜面で連絡していることが分かる。中央やや左の水面から顔を出している細長い岩は、石川正子教諭と5名の園児がしがみついていた岩である。
- f. 甲50の⑥、⑦の写真は、本件石段から、石川正子教諭と園児がしがみついていた岩を撮影したものである。なお、⑦の写真は、カメラを水面近

くまで下げて撮影している。

- g. 甲50の⑧の写真は、本件石段より10m程上流（南寄り）の右岸の擁壁（堤防）の上から、下流の本件事故現場を撮影したもの。石川正子教諭と園児がしがみついていた岩と本件石段との距離感がこれにより分かる。
- h. 甲50の⑨の写真は、本件石段の左側から下流方向を撮影したもの。石段の勾配や、本件石段のすぐ下流が、急流となっている状況が分かる。
- i. 甲50の⑩の写真は、本件石段の下から、カメラを水面近くまで下げて、本件石段下の水中及び下流を撮影したもの。水中には大小の岩が点在していることが分かる。また、河原が、左岸に向かって次第に高くなっていることが分かる。
- j. 甲50の⑪の写真は、本件石段より10m程南寄りの右岸の擁壁（堤防）の上から、上流を撮影したもの。上流の奥が、山であることがわかる。

#### エ、甲51

甲51の①～⑤は、右岸から河原の状況を撮影したものである。①～⑤は番号に従って、下流から順次上流を撮影している。

#### オ、甲52

甲52は、避難通路の上部から下流を撮影したものであり、慎之介が発見された場所の状況を撮影したものである。流水面が広く、流れが緩やかであることが分かる。

この場所は、本件石段から約200mほど下流である。

### 三、事故当日の天候

#### 1、天気予報（本件事故当日の朝の天気予報）（甲53）

ア、本件事故の当日（7月20日）の朝に、愛媛新聞の朝刊に掲載された「天気予報」の記載は次の通りであった。（甲53）

##### 【県内概況】

気圧の谷や湿った空気の影響で午前中は雨が降りやすい。大気の状態が不安定になるため、雷を伴って激しい雨の降る所もある見込。雨の降り方

に注意が必要

### 【きょう(東予)】

南東の風日中北の風、昼すぎから曇り所により明け方から朝雷を伴い激しく降る。

(注：愛媛県は東予地方、中予地方、南予地方の3つの地域に分けて呼ばれており、西条市は東予地方にあたる。)

イ、被告らは、この天気予報を読んでいた。

ウ、また、松山地方気象台は、この日西条市に「雷注意報」を出していた。(乙 8)

## 2、事故当日に教諭たちが認識していた天候

ア、本件事故当日、聖マリア幼稚園の辺りでは、どんよりした空模様であり、午前11時頃には通り雨が降った。但しその雨はまもなく止んだ。

イ、ふれあいの里付近は、本件事故当日の朝10時から11時ころ、断続的にかなり大量の雨が降ったが、その後雨は止み晴となった。

ウ、園児達がふれあいの里に到着したのは、当日の午後2時15分頃であったが、その頃もふれあいの里の周辺は午前中の雨で地面がなおも濡れており、水たまりも残っている状態であったから、かなりの量の雨が降ったことは明らかであった。

そして被告らは、このことを認識していた。

## 3、事故当日の加茂川の水源・流域(集水域)の天候

ア、乙5によると、事故当日の気象庁の「成就社観測所」の降雨量は、

・ 1時～9時	0.0mm
・ 10時	2.0mm
・ 11時	3.5mm
・ 12時	0.5mm
・ 13時	2.5mm
・ 14時～24時	0.0mm

と記録されている。

すなわち、本件事故直前の午前9時から午後1時までの4時間ほどの間に、合計8.5mmもの雨が降ったことになる。

注：気象庁による用語の解説によると、例えば「10時 2.0mm」という記載は、9時00分～10時00分までの間に観測された降雨量の合計である。

イ、この「成就社観測所」は、北緯33度47.7分、東経133度7.9分の地点にあるが、これは甲45の地図に記載されている経度・緯度で特定すると、甲45の⑧の水源の付近である。

この辺りで降った雨は、あるいは「黒川谷」を経て加茂川に合流し、あるいは石鎚登山ロープウェイの起点である「下谷駅」付近(甲45のCの地点)を流れる加茂川に流れ込み、全てが加茂川の流れとなる。

ウ、本件事故当日の昼頃、この「石鎚登山ロープウェイ」の「下谷駅」付近では、断続的に大雨が降り、午後2時30分から3時頃には、加茂川が増水して、濁流が音を立てて流れるような状態になっていた。

#### 4、雨水が本件事故現場に到達するまでの時間

ア、甲45の地図上で、⑧の水源からBの「河口」までの直線距離は13.6cm、Bの「河口」から本件事故現場のA迄の直線距離は11.8cmだから、合計で25.4cmとなる。この地図の縮尺は2万5000分の1だから、これを2万5000倍すると、成就社観測所付近にある⑧の水源から本件事故現場までのおよその水平距離が算出できる。

これを計算すると、甲45の⑧の水源の位置から、Bの「河口」を經由して本件事故現場Aに至る地図上での水平距離は、6.35kmということになる。

イ、同様に、「石鎚登山ロープウェイ」の「下谷駅」(甲45のCの地点)から本件事故現場に至る距離を算出すると、地図上で「下谷駅」からBの「河口」まで13.0cm、Bの「河口」から本件事故現場Aまで上記の通り11.8cmであるから、同様に計算すると「下谷駅」から本件事故現場に至る距離は、約6.2kmとなる。

ウ、ただ、川は蛇行しているし、また高低差もあるから、実際には川の長さはこれよりも長い。

仮に、川の屈曲・高低差を考慮して、上記の距離（6.35 km、6.2 km）を2倍または3倍した数字が川の長さだとしても、甲45の⑧の水源や「下谷駅」付近から本件事故現場に居たる川の長さは、せいぜい13 km～19 km弱にしかならない。

オ、人間の歩行速度は時速5 km程度であるが、甲45の⑧の水源の標高は1259 m（甲54）、本件事故現場の標高は135.5 m（甲54）だから、⑧の水源と本件事故現場（甲45のA地点）の標高差は1123.5 mとなる。

また、甲45のC地点（石鎚登山ロープウェイの山麓下谷駅）近くの加茂川の河川敷の標高は389 mだから、このC地点と本件事故現場（甲45のA地点）の標高差は253.5 mとなる。

この標高差を、上記のわずか13 km～19 kmほどの距離で下るのだから、水の流れが人間の歩行速度（時速4～5 km程度）より遅いということはないだろう。おそらく、加茂川の流水の速度は自転車の速度程度（時速15 km程度）には達していたと思われる。

どちらの速度であれ、この流域に降った雨が加茂川の水流となり、本件事故現場まで達するまでの時間は、「何日」という悠長な単位ではなく、せいぜい1時間から数時間ほどの短い時間しかかからないことがわかるのである。

ただし、これは最も遠い水源（地点）からの到達時間であるから、それより下流の支川の流域（集水域）に降った雨が加茂川の支川に流入したときは、本件事故現場への到達時間は、降った所から本件事故現場までの距離に応じて更に短くなることに留意する必要がある。

## 第2 本件お泊まり保育について

### 一、本件「お泊まり保育」に参加した園児ら

#### 1、本件「お泊まり保育」に参加した園児ら

本件お泊まり保育に参加した園児らは、（別紙1）「参加者一覧」記載の通り合計31名の園児であった。

これらの園児は、いずれも聖マリア幼稚園に通っていた5歳児、6歳児である。

## 2、本件訴訟の関係園児

本件訴訟関係の園児は次の通りである。

### ア、故吉川慎之介（甲85）

- ・原告吉川豊、同吉川優子の子
- ・生年月日 平成18年9月7日生(事故当時5歳)
- ・身長 112.2cm
- ・体重 19.8kg
- ・水泳能力 泳げない

### イ、

- ・身長 113.0cm
- ・体重 20.5kg
- ・水泳能力 泳げない

### ウ、

- ・身長 113.0cm
- ・体重 20.5kg
- ・水泳能力 泳げない

### エ、

- ・身長 114.0cm
- ・体重 19.0kg
- ・水泳能力 泳げない

### オ、

- ・身 長 111.3cm
- ・体 重 17.9kg
- ・水泳能力 泳げない（ヘルパー（浮き具）を付ければ泳げる程度）

カ、

- ・身 長 106.1cm
- ・体 重 16.9kg
- ・水泳能力 泳げない

## 二、被告ら

- 1、本件お泊まり保育に参加した教諭らは、（別紙）「参加者一覧」記載の通り合計8名の教諭らであり、いずれも本件訴訟の被告である。
- 2、被告らの水泳能力は明確でないが、ほとんど泳げないか、全く泳げないかのどちらかである。

すなわち被告らは、吉川慎之介が流され、水中に沈んで行方不明になっているという重大な緊急事態が生じており、かつ沈んだ場所が分かっているにもかかわらず、誰一人として川に入って同人を捜すこともしなかった。

この事実から考えると、被告らの水泳能力は著しく貧弱か、あるいは全く泳げないかのいずれかであることが推認できる。

- 3、本件事故後の平成24年8月25日、西条聖マリア幼稚園は本件事故の保護者説明会を開催し、保護者に対し本件事故の経緯等を説明した。その際、原告吉川優子は、慎之介が水中に没して見えなくなった瞬間を目撃し、その場所を特定することができた篠田ひとみ教諭に、「場所が分かっているのに、どうして助けに行かなかったのか。」と問い質したところ、篠田教諭は「怖くて水には入れなかった。」と弁明した。

被告らの水泳能力は、皆この程度だったのである。

### 三、7月20日の事実経過

本件事故が発生した「お泊まり保育」の、事故発生の原因となった増水時点までの当日の事実経過の概要は次の通りである。

- ・ 8時15分～10時30分 午前保育
- ・ 10時30分～11時ころまで 終業式。園児はいったん帰宅。
- ・ 午後1時過ぎ 出発式
- ・ 午後1時15分 園児たちは、越智亜里教諭、篠田ひとみ教諭に引率されて徒歩でJR伊予西条駅のバス停へ出発。他の教諭らは、車でふれあいの里に出発。
- ・ 午後1時45分頃 車の教諭たちが、ふれあいの里に到着
- ・ 午後2時15分頃 園児たちがふれあいの里に到着。
- ・ 午後2時40分頃 園児たちが川遊びのために加茂川に入る
- ・ 午後3時10分頃 この頃すでに水が濁り始め、園児の [ ] [ ] がこれに気がついた。
- ・ 午後3時29分 村上玲子教諭が、スイカ割りの準備のため川から上がってふれあいの里に向かう  
その直後、越智亜里教諭が、「そろそろ川から上がりましょう。」と言った
- ・ 午後3時32分頃 教諭らが増水に気がつく
- ・ 午後3時38分頃 吉川慎之介、 [ ]、 [ ] が流される
- ・ 午後4時24分頃 水中に沈んでいる吉川慎之介が発見される

### 第3 本件事故発生の経緯

#### 一、園児が川遊びをしていた場所・水深

##### 1、本件石段下の河床

教諭らは、園児らを誘導して、本件石段をおりて川に入り、川を渡っていったん左岸の河原に上がった。

先に述べたように、この石段下の川底(河床)は、大小の岩が点在しているため大人でも歩きにくく、かつ、河床の岩に苔が生えて滑りやすくなっているため、園児にとっては極めて危険な場所であった。

このことは教諭らも認識していたため、教諭らは園児たちが転ばないように、園児らの手を取るなどして河原まで誘導した。

このときの渡河した部分は、園児の腰から胸ぐらの深さであった。

## 2、川遊び場所の選定

ア、被告寺西香代子教諭は、予め被告越智亜里教諭から、現地に着いたら川の様子を確認するよう指示されており、園児達より早くふれあいの里に到着していたので、先に一人で川に入り、園児たちを遊ばせるのに適当な場所を調べていた。

イ、被告寺西香代子教諭は、聖マリア幼稚園のお泊まり保育の際の例年の川遊び場所は、本件石段のすぐ上流辺りであることを知っていたが、水深が深くて園児たちを遊ばせるのは適当でないと考え、更に上流に行って調べたところ、くるぶしくらいの深さの浅瀬があったので、そこで遊ばせるのが適当であると判断し、その旨村上玲子主任及び越智亜里教諭に伝えた。

ウ、しかし、その場所は、「川底が滑って危ないので、例年の場所にする。」との越智教諭の意見で、結局例年の通り本件石段の上流付近で川遊びを実施することとなった。

エ、甲55は本件事故の4日後の平成24年7月24日に、原告らを含む父兄らが行った本件事故現場の現場検証の際の写真をつなぎ合わせて合成したものである。

園児らが川遊びをしている間、ほぼ、この写真の①の位置に越智亜里教諭が、⑥の位置に近藤園長が立って園児達を見ていた。

すなわち、園児達はこの①と⑥の間の川の中で川遊びをしていたことになる。

オ、この部分は、河原から右岸に向けて次第に水深が深くなっており、右岸の擁壁(堤防)付近では、本件増水前でも大人の腹部から胸近くほどの水深があったから、園児に危険が生ずる可能性があった。

このため、寺西教諭は越智教諭、村上教諭、近藤園長らに対し、園児たちが水深が深い擁壁（堤防）側に行かないように、ロープを張って遊ぶ範囲を決めた方が良いと提案したが、教諭たちを園児の周りに配置するから大丈夫とのことで、結局ロープを張ることはしなかった。

なお、「ロープ」といっても、教諭たちが救命具としてのロープを持参していたわけではない。洗濯物を乾かすために持参していた洗濯紐のことである。

この洗濯紐は、ふれあいの里の宿泊場所に置かれたままになっていた。

## 二、増水時の園児・教諭の位置

園児たちが川遊びをしていたときの教諭たちの配置は、概ね甲55の写真の①～⑧記載の位置であった。

なお、寺西香代子教諭は、発熱していた□□□□に付き添って、河原の⑧の位置にいた。

## 三、増水の予兆

### 1、水位上昇・増水の予兆（その1）……ふれあいの里での午前中の降雨

ア、先に述べたように、聖マリア幼稚園がある西条市内において、午前11時頃通り雨が降った。

また、被告越智亜里教諭らに引率された園児らがふれあいの里に到着した午後2時15分ころ、ふれあいの里は、午前中に降った雨のため、地面がその時点でも濡れており、水たまりも残っていた。

イ、本件事故当日の愛媛新聞（甲53）に掲載された愛媛県内の天気予報については、既に本準備書面9から10頁で述べた。

ウ、雨が降れば川の水位は上昇する。ましてや、その日の天気予報は、「大気の状態が不安定になるため、雷を伴って激しい雨の降る所もある見込。雨の降り方に注意が必要」、「所により明け方から朝雷を伴い激しく降る。」との予報である。

「雷を伴う雨」、「激しい雨」、「激しく降る」という表現から、相当量の雨、いわゆる「土砂降り」の雨が降ることが推認できる。

そんな雨がふれあいの里の上流で降れば、ふれあいの里の辺りの加茂川の水位・水流がどうなるのか。被告らは、本件事故現場が、山間にあり、加茂川の兩岸を切り立った山が囲んでいる（甲45）ことを知っていたのであるから、そんなことはあまりに自明のことであった。

すなわち、加茂川の上流「激しい雨」が降れば、その「激しい雨」の度合いに従って本件事故現場の加茂川が増水するであろうことは、被告らのだれでもが予測することができることだったのである。

オ、ふれあいの里付近に雨が降ったのは、当日の午前10時か11時頃であったが、3時間以上もたってなおもそれと分かるほど地面が濡れ、水たまりも残っていたのであるから、それだけでもかなりの雨量だったことがわかる。

西条市内の雨も、ふれあいの里付近の雨も、上述した本件事故当日朝の天気予報の通りの天候であったことを示していた。すなわち、これらの雨は、本件事故を引き起こした加茂川の水位の上昇・増水の予兆に他ならなかったのである。

## 2、水位上昇・増水の予兆（その2）……水の濁り

ア、増水の前には水が濁り始める。すなわち、水の濁りは、水位の上昇・増水の予兆である。

乾いた土は保水力（土壌が持つ貯水容量）があるから、雨の降り始めは大部分が地面に吸収され、地表から川に流入する量は僅かである。しかし、その後地面に雨水がしみこんでその保水力は次第に減じていき、それにつれて地表を流れる水量が多くなる。そして、地面の保水力が限度に達すると、ほとんど雨水が地面の表面を流れて川に流入するのである。

すなわち、雨水による川の自然の水位上昇・増水は、ダムの放水や決壊などによる急激な増水とは異なり、降り方による程度の差はあれ、必ず徐々に増水していく。

そして、地面の表面を流れる雨水が増えるにつれ、その雨水が洗い流す地面の土埃や表土の量が増えるから、雨量に応じて川の濁りが増していくのである。

イ、本件事故現場では、午後3時10分頃には、すでに目で見てわかるほど水が濁り始めており、この水の濁りのことを園児の  は気づい

ていた(このことは後に述べる)。

その後、増水したのは午後3時32分頃である。

すなわち、水位の上昇・増水の予兆があつてから増水まで、約22分ほどの時間があつたことになる。

イ、被告らは、この水の濁りに全く注意を払わずに漫然と時を過ごし、増水する直前に、濁った水が上流から流れてくるのを見て始めて増水に気がついたのである。

#### 四、水位上昇の程度とその早さ

##### 1、水位上昇の程度

ア、本件増水によって、本件事故が発生した加茂川の河川敷の流水面が広がり、河原部分は数mくらい左岸に後退した。しかし、それよりさらに左岸側の河原は水につかることなく乾いた河原のままであつた。

すなわち、左岸の河原の大半は、増水しても冠水していない。

後述するように、水位の上昇は40cm～50cm程度にすぎなかつた。

イ、甲91、甲92は、ふれあいの里の職員で本件事故発生直後に事故現場に赴き、園児達の救出に従事してくれた[ ]が、平成27年5月18日に、原告新名直子の求めに応じて救出当時の事故現場の状況を、甲55の写真に書き込む等して説明してくれた説明図である。

なお、この写真は本件事故の4日後の平成24年7月24日に原告らやその他の父兄が参加して行った現場検証の際に撮影されたものであるので、本件事故発生当時の加茂川の河原や岩の状況がそのままの状態で見えているものである。

c ウ、甲91は[ ]氏が本件事故現場に到着した時点での説明図であるが、その5分後の説明図(「No2」と表示されている)との関係で、左上に「No2」と記載されている。

なお、甲91の写真上部の余白に記載された文字のうち、[ ]が記載したのは、左から「No1」、「Bの岩」、「ABの間」、赤のサインペンで記載された上下の矢印、「5cm」の文字であり、その余の文字は、原告[ ]が[ ]氏の話聞きながら書いたメモである。

次に甲91の写真の中に記載された文字、赤サインペンの線、黒サインペンの線、ボールペンの「A」、「B」、「当日水位」の文字、○印は、が記載したものである。

また、甲91の写真下部の余白の人型、という文字、及び右下隅の曲線（川を表現したものである）と黒点はが記載したものであるが、その余は原告がの話を聞きながら書いたメモである。

次に甲92は、「AとBの間」という文字は原告がの話を聞きながら書いたメモであるが、その余の文字、赤サインペンの線、ボールペンの線、人型は、いずれもが記載したものである。

エ、まず甲91の④の人物の下の岩（甲50の③⑤⑥⑦の写真の岩である）の下側に黒いサインペンで線が引いてあり、その右に「当日の水位」と記載され、その下に「増水前」と記載されている。

すなわち、この岩に書かれた黒サインペンの線は、が原告に本件事故当日の増水前の水位を説明しながら記載した線であり、増水前の水位を示している。

この同じ岩の上の方に、赤サインペンの線が引かれているが、これはが本件事故現場に到着したときの水位である旨説明をしながら記載した線である。すなわち、が本件事故現場に到達したとき、この岩は未だ水没はしていない程度の水位だったことが分かる。

オ、また甲91の写真の中央部よりやや左にA、Bと書かれた岩があり、その岩にも赤サインペンで線が引かれている。またその左側にある岩にも赤サインペンで線が引かれている。

この赤サインペンの線も、が、本件事故現場に到着したときの水位である旨説明をしながら記載した線である。

カ、次に、写真の上部の余白部分の中央やや左部分に、「AとBの間 5cm」との記載があるが、この「5cm」という文字は、Aの岩とBの岩の間の河原の砂礫部分（つまり岩がない平地部分）の水位が「5cm」であったと説明をしながらが記載したものである。

キ、次に甲92は、左上に「No2 5分後」と記載されているが、これは現場に

到着してから「5分後」の状況であるとの説明をしながら[ ]が記載したものである。

- c 甲92の写真下部の余白部分に、赤サインペンで「水面下」と記載されており、この岩の上部に赤サインペンで線が引かれているが、これは④の人物の下の岩（甲50の③⑤⑥⑦の写真の岩）がこの時点ではほとんど水没し、流れによっては岩が見え隠れする状態であったとの説明をしながら[ ]が記載したものである。

また、写真上部の余白部分に「AとBの間」と記載され、その下に「20cm」と記載されている。この「20cm」という文字は、Aの岩とBの岩の間の河原の砂礫部分（つまり岩がない平地部分）の水位が「20cm」であったとの説明をしながら[ ]が記載したものである。

- ク、なお、甲92のBの岩の上にボールペンで人型図形が書かれそこから線が右上に引かれて [ ]と書かれており、またこの人物図形の辺りから右下にボールペンの線が引かれて、その線の先の余白に「ロープ張り」と記載されているが、これは久保氏が持参したロープを本件石段と[ ]の間に張って、④の人物の下の岩（甲50の③⑤⑥⑦の写真の岩）にしがみついていた園児達を救出したとの説明をしながら[ ]が記載したものである。

- ケ、この甲91、甲92に[ ]が記載した水位によると、増水による水位の上昇は、最も水位が上昇した時点でも、おそらく40cm～せいぜい50cm程度であったことが推認できるのである。

- コ、なお、越智亜里教諭が園児たちと共に増水した水に流されているが、その時川の中にいた他の教諭は流されていない。これは、越智教諭がかなり小柄だったことが影響していると思われる。

越智教諭の身長は144cmである。小学校6年生（11歳）女子の平均身長が146.8cmであるから、越智教諭はこれより身長が低い。

また、越智教諭の年齢は当時43歳であったが、40歳～44歳の女子の平均身長は158.4cmだから、越智教諭の身長は、同年齢の女子の平均身長より14cm以上低く、かなり小柄であるといえる。

このことは、どれくらい水位が上昇したかを考える際に、越智教諭以外の教諭

達が流されていないという事実と共に、水位の上昇を過大に考えないようにするための判断材料として念頭に置いておく必要がある事実である。

## 2、水位上昇の早さ

ア、越智亜里教諭と篠田ひとみ教諭は、増水の少し前に川の中にいたが、そこから50m位上流を見て、水の色が変わっているのに気づき、「おかしいね」とか「変な水の色だ」といった言葉を交わした。

しかし、越智亜里教諭も篠田ひとみ教諭も、川の状態の変化について園児に警告もせず、また園児を河原に誘導することもせず、篠田ひとみ教諭は、川から河原に上がって河原に置いてあったカメラを取りに行き、越智亜里教諭は、園児を連れて本件石段に向かって川の中を斜めに突き進んで行った。

そして、その間、石川正子教諭が園児を連れて越智亜里教諭に続き、その後にカメラを取った篠田ひとみ教諭が続くこととなった。

急激に増水したのは、その後である。

すなわち、越智亜里教諭と篠田ひとみ教諭が、上流の水の様子がおかしいと気づいて言葉を交わした後、水位が急激に上昇するまでの間、水中の園児たちを河原に誘導しようと思えば、それが十分に可能な時間があったのである。

イ、また、園児の[ ]の母親[ ]は、本件事故発生からまもなくの平成24年7月下旬頃、[ ]から次の聞き取りをしている。

- a. 「…[ ]ちゃん、[ ]ちゃん、[ ]ちゃん、[ ]君と遊んでいた。水が多く(足の付け根、おしりくらい)なってきた、あやり先生に『先生!!』と声をかけたけど、[ ]が足をケガしたようで『後にしよう』と思った。水の色は白っぽかった。また更に水が多く、早くなってきた、あやり先生が『早くあがってー!!』と川上から近づいてきたので、階段に向かった。」
- b. [ ]一人で歩いていた。目の前に、るみ先生と[ ]ちゃんとあと2人くらい。右側後方に、あやり先生と、[ ]ちゃんと[ ]くんがいて、水がお腹ぐらいになって、体が横に動いた。」
- c. 「るみ先生が手を引っぱってくれて、ふれあいの里の先生がひっぱっ

て上げてくれた。」

と述べている。(甲68の1)

注：



あやり先生＝越智亜里(おち あやり) 教諭

るみ先生＝別宮瑠美(べっく るみ) 教諭

ウ、上記 イ、a において[ ]が述べている「[ ]」( [ ] )  
[ ]の「足のケガ」については、甲77の2(退避時に関するアンケート：  
[ ])に、[ ]君が足をけがしたのでカットバンをはってもらっている  
のを見ていた。」との記述があり、この事実を裏付けている。

オ、すなわち、[ ]は、

- ①まず、足の付け根くらいまで上昇してきた水位の異変、及び水の色の変化に気がつき、このことを越智亜里教諭に告げようとした
- ②しかし、その時越智亜里教諭は、足にケガをした[ ]の手当をしていたので、越智教諭に水位の異変を告げるのを「『後にしよう』と思った。」
- ③その後、越智亜里教諭が『早くあがってー！！』と言いながら川上から近づいてきたので、一人で石段の方に歩いて行った
- ④すると「水がお腹ぐらいになって、体が横に動いた。」
- ⑤そのとき、越智亜里教諭やふれあいの里の職員が[ ]の手を引っ張って、石段に引き上げてくれた

ということを述べているのである。

カ、このように、足の付け根くらいまで上昇した水位の異変や、水の色が変化したことに[ ]が気がついた時点から、しばらくして越智亜里教諭の『早くあが

ってー！！』という声があるまでの間、少なくとも越智教諭が[ ]の足のケガの手当をするほどの時間があり、その後に越智教諭が、『早くあがってー！！』と声をかけたことがわかる。

そして、その声に従って[ ]が石段のそばまで一人で歩いて行ったときに、更に同人の「お腹ぐらい」まで水位が上昇したのである。

すなわち、教諭達は、園児である[ ]さえ気がついた水位の上昇に、全く気がついていなかったことがわかる。

川遊びの際、危険防止のために最も注意を払うべき水位の上昇に、教諭達のどれもが、全く無関心だったのである。

キ、先に述べたように、川の水が濁ったことが、目で見てはっきり分かるようになったのは、事件当日の午後3時10分頃であり、教諭達がようやく増水に気がついたのは午後3時32分ごろであるから、この間約22分ほどもある。

[ ]が水位の上昇に気がついたのは、おそらくこの午後3時10分頃だったのだろう。

これも先に述べたが、川の水の濁りは降雨による増水の予兆であり、降雨による水位の上昇は、必ず徐々に進行する。(18頁)

ク、仮に、教諭達がきちんと注意を払っていさえすれば、教諭達は水位上昇・増水の予兆である川の濁りに気がついたであろうし、[ ]が水位の上昇に気がついた頃に、同様に徐々に水位が上昇してきたことに気がついていただろう。そして、仮に水位の上昇に気がついていれば、それに適切に対処する時間は十分であったのである。

## 五、園児達の避難等について

園児たちは、次の通り、概ね、①右岸の石段を上ったグループ、②左岸の河原から避難通路を上ったグループ、③流されたグループの三者に分類される。

### 1、右岸の石段を登ったグループ 合計14名

ア、増水前に既に本件石段を上っていた園児(2名)

① [ ]

②

イ、増水後、教諭らの助力なしで本件石段を上った園児（2名）

③

④

ウ、増水後に教諭や付近の人の介助で石段を上った園児（4名）

⑤

⑥

・河原近くの川の中で  と遊んでいたところ、水位が増して肩ぐらいまで来た。すると越智亜里教諭が近くまで来たので、同教諭につかまり石段の方に移動し、別宮瑠美教諭と石段を上り避難した。

⑦

・先に述べたとおりである。（21ないし23頁参照）

⑧

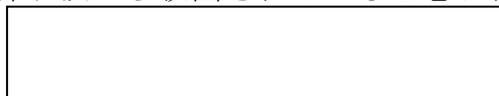
・増水前は膝の上くらいの水位だったが、増水時は同人の胸あたり（70cm強）の水位になったため、別宮瑠美教諭につかまっていた。その後、同教諭が石段の所にいた園長の所まで連れて行った。

オ、ふれあいの里の職員らにロープによって救出され本件石段を上った園児（5名）

次の者は、本件石段下近くの岩（甲50の③⑤⑥⑦の写真）から、ふれあいの里職員らによって、同職員が持ってきた浮き輪つきロープ（ふれあいの里の備品）を用いて救出された園児である。



カ、本件石段から救出されていると思われるが経緯が不明の園児（1名）



2、左岸の河原から避難通路を上ったグループ 12名

次の園児たちは、増水後、救助の人の誘導で河原に集合し、左岸の避難通路から道路にでて、車でふれあいの里に戻っている。

ア、もともと河原の岩の上や、河原の水が来ない場所にいたため避難する必要がなかった園児(8名)

⑮	
⑯	
⑰	
⑱	
⑲	
⑳	
㉑	
㉒	

イ、川の中にいたが、自分の判断で河原や岩の上に逃げた園児(4名)

⑳	
㉔	
㉕	
㉖	

ウ、河原から救出されているが、その経緯が分からない園児(1名)、

㉗	
---	--

3、流されたグループ 4名

㉘	
㉙	
㉚	

㉛ 吉川慎之介 (よしかわ しんのすけ)

(注：父吉川豊、母吉川優子が原告)

## 六、故慎之介らが流された状況

1、上記「3、流されたグループ」に属する[ ]、[ ]  
[ ]、[ ]、吉川慎之介（よしかわしんのすけ）の  
4名は、いずれも増水時に越智亜里教諭につかまっており、越智亜里教諭と共に水  
に流されている。

2、越智教諭は、本件川遊び場所における教諭の配置についての事前の打ち合わせで、  
越智教諭が川遊び場所の最上流（甲55の写真の①の位置）に、近藤園長が川遊び  
場所の最下流（甲55の写真の⑥の位置）に立って、園児たちを見張ることになっ  
ていた。

3、本件事故発生当日の午後3時29分に村上玲子教諭がスイカ割りの準備のため川  
から上がったが、その直後に越智教諭は「そろそろ川から上がりましょう。」と教  
諭や園児たちに呼びかけた。

その直後、越智教諭、篠田教諭らは50mほど上流の川の様子がおかしいのに気  
づき、「おかしいね」とか「変な水の色だ」といった言葉を交わした。

その後、篠田ひとみ教諭が、河原に置いてあったカメラを取りに行き、再び川  
に戻り越智教諭や同じく川の中を本件石段に向かって進んでいた石川正子教諭の後  
に続いた。

4、その後越智教諭は、他の教諭や園児たちに、川の様子がおかしいので早く本件石  
段の方に行って逃げるようとの趣旨の声をかけると共に、自らも周囲にいた[ ]  
[ ]、[ ]、[ ]、吉川慎之介らを連れて石段の方へと向かった。

5、越智教諭は、本件石段の近くにいた[ ]を別宮瑠美教諭に  
渡したが、その直後に、しがみついていた[ ]、[ ]、[ ]、吉川慎  
之介らと共に越智教諭は水に流されてしまった。

その位置は、本件石段の1m位手前のところであった。

6、流される途中で、越智教諭は、[ ]を近くの岩に押し上げ  
たが、[ ]、[ ]、吉川慎之介の3名はそのまま流されていった。

また野村昴矢は、再び流されてしまった。

7、その後、[ ]と[ ]は、河原の方から救助に来た藤井さおり教諭に救助

された。

□□□□は、さらに下流の岩にしがみついていたところ、ふれあいの里の職員に救助された。

8、吉川慎之介は、流されて行方が分からなくなった。しかし、水中に没した瞬間を篠田ひとみ教諭が目撃しており、没した場所が特定でいたにもかかわらず、篠田教諭を始めとして、園長も、村上主任も、越智教諭も、その他の教諭達も、その場所を捜そうともせず、また捜すために水に入ろうともしなかった。

その後吉川慎之介は、午後4時24分ごろ、本件石段から約200mほど下流の甲52の写真の位置でふれあいの里の職員によって発見されたが、すでに時は遅く、その後死亡が確認された。

## 七、増水時の園長・各教諭の行動

増水時の園長や各教諭の行動は以下の通りである。

### 1、石川正子教諭

ア、越智教諭が「そろそろ川から上がりましょう。」と言ったため、近くの園児と本件石段へ向かった。

イ、本件石段前の岩のところに来たとき流れが強くなり、同教諭の腰の辺りまで増水したので、園児たちを引き寄せ、岩につかまらせた。その後、これらの園児たちと石川教諭は、ふれあいの里の職員によって、同職員が持ってきた浮き輪つきのロープを伝って本件石段から救出された。

ウ、石川教諭は、園児ら(□□□□、□□□□)、吉川慎之介：よしかわしんのすけ)と越智教諭が流されるのを見ているが、自らはこれら流された園児たちの救助活動を何らしていない。

### 2、越智亜里教諭

越智亜里教諭については第六項で述べたので省略する。

### 3、近藤恵津子園長

ア、近藤園長は、教諭らとの打合せで川遊び場所の最下流に立つこととなったので、園児たちが川遊びをしている間、甲55の⑥の位置の岩の上に立っていた。

イ、その後、越智亜里教諭が「そろそろ川から上がりましょう。」と言ったため、本件石段の最下段のところへ移動した。

ウ、吉川慎之介らの園児や越智教諭が流されるのを見て川の中に入り救助しようとしたが、すぐにあきらめてしまい、河原に上がった。その後、篠田ひとみ教諭と共に川に入り、下流で岩につかまっている□□□□を救出しようとしたが、救出できないまま、□□□□はふれあいの里の職員によって救出された。

オ、その後、近藤園長は、水に沈んだ吉川慎之介を捜そうとせず、自らは何ら救助活動をしていない。

#### 4、篠田ひとみ教諭

ア、村上教諭がスイカ割りの準備のために川から上がった数分後に、越智教諭と共に上流50mほどの川の様子がおかしいのに気づき、「おかしいね」とか「変な水の色だ」といった言葉を交わした。

イ、その後いったん河原に置いていたカメラを取りに行き、川に入ってそばにいた園児たちをしばらく石段の方へ連れて行こうとしたが、石段下辺りにいた園児たちが「キャー」と叫び危険な状態になっているのを見て、河原に引き返した。

ウ、園児が流されるのを見て、河原を下流の方に走り、救助しようといったん川に入ったが、すぐに川から上がった。

その後、近藤園長と川に入り、下流で岩につかまっていた□□□□を救出しようとしたが、救出できないまま、□□□□はふれあいの里の職員によって救出された。

オ、篠田教諭は、吉川慎之介が水に沈むところを目撃しており、その場所が分かっていたにもかかわらず吉川慎之介を捜そうとせず、自らはなんら救助活動をしていない。

#### 5、寺西香代子教諭

ア、寺西教諭は河原にいたが、越智教諭が「そろそろ川から上がりましょう。」と言ったため、そばにいた園児2名と川に入り、川を斜めに横切るようにして、まっすぐ本件石段の方へ向かった。

イ、その後すぐに上流から増水した川の水が流れてくるのを見て危険を感じ、本件石段へと急いだが、危ないと思い河原に引き返した。

ウ、寺西教諭は園児が流されるのを見ているが、自らは何ら流された園児たちの救助活動をしていない。

## 6、藤井さおり教諭

ア、越智教諭が「そろそろ川から上がりましょう。」と言ったとき、藤井教諭は河原にいた。近くにいた2人の園児と手を繋いで川を渡ろうとしたが、渡る前に園児が流されたことを知り、手を繋いでいた園児を、河原の高いところに連れて行った。

イ、そして、河原を下流に向かって走り、とを救助しようとした。

ウ、しかし、藤井教諭は、吉川慎之介の行方が分からなくなっているのを知りながら、自らは何らその救助活動をしていない。

## 7、別宮瑠美教諭

ア、越智教諭が「そろそろ川から上がりましょう。」と言ったため、近くの園児と本件石段へ向かった。

本件石段近くに来たときは、水位は別宮教諭の腰辺りになっていた。

イ、周りにいた園児を、本件石段の所にいた近藤園長や手助けをしてくれた女性に引き渡した。

ウ、別宮教諭は、園児らと越智教諭が流されるのを見ているが、自らは何ら流された園児たちの救助活動をしていない。

## 8、村上玲子教諭

ア、村上教諭は、スイカ割りの準備のため、午後3時29分に川から上がってふれあいの里の建物脇に行った。

イ、スイカ割りの準備をしているとき、川を見ると濁った水が勢いよく流れているのを見て園児たちが危ないと思い、本件石段へ戻ったところ、園児たちが水に流されたことを知った。

ウ、しかし、村上教諭は、本件石段の上にただけで、自らは何ら流された園児たちの救助活動をしていない。

## 第4 被告らの過失責任と不作為責任

本件事故は、上記の通りの事実経過をたどったが、被告らは、以下述べる第一から第四過失および第五の不作为により、4名の園児たちが川に流され、吉川慎之介の死亡および原告[ ]の負傷という重大な結果を生じさせてしまった。

以下、第一から第四の過失および第五の不作为について詳しく主張する。

## 一、第一の過失（無謀な計画をした過失）

①本件事故現場は、その地理的・季節的環境から考えて、幼児が川遊びをするについて、重大な危険が発生する可能性が予測できた。このため、本件お泊まり保育において、本件事故現場で川遊びをさせる計画をたてたこと自体に重大な過失がある。

②また、仮に本件事故現場で川遊びをさせる計画自体は許容されとしても、加茂川の増水その他の水難事故の発生に適切に対処し、重大な結果を回避することができるとは、

- i. 引率者の救難能力（水泳力その他の救護能力）が皆無に等しく
- ii. 救難のための装備面での事前準備が全くなされておらず
- iii. 危難発生時の引率者の組織的対応についての事前の計画・訓練が全くなされていなかった

という状況の下で、被告らが本件事故現場における園児の川遊びの計画を立てこれを実施したことについて重大な過失がある。

以下これを述べる。

### 1、本件事故現場で川遊びをする計画自体に過失がある

本件事故現場の地理的環境、夏期の天候、本件事故現場の加茂川の形状および河床の状況、緊急事態発生時に適切な対処ができないことなど、重大な危険発生の予測ができたのであるから、本件事故現場で川遊びをする計画は無謀な計画であり、このような計画を立てこれを実施したこと自体に過失がある。

以下これを詳述する。

#### ア、本件事故現場の地理的環境

本準備書面の「第1 過失責任の背景事情」「一、事故現場付近の自然環境」の項（2頁以下）で原告らが主張した通り、本件事故現場は、

- ①本件事故現場や、急峻な山の谷底を走る加茂川の河川敷である。
- ②しかも、本件事故現場の上流の支川の流域（集水域）は、全て山の急斜面であり、ここに降った雨は、短時間の内に川の流れとなり本件事故現場に到達する。
- ③また、本件事故現場は、上流の加茂川の全ての24箇所の水源、流域（集水域）から流れ出る水を集めた支川が、全てひとつにまとまって水流が形成されている場所のすぐ下流に位置しており、加茂川の流域（集水域）に降った雨がすべて本件事故現場を經由して流れ下っている。
- ④水源や流域（集水域）と、本件事故現場とは著しい高低差があるため、流域（集水域）に降った雨は、短時間で本件事故現場まで流れ下る。

という地理的環境にある。

#### イ、夏期の天候

本件お泊まり保育が実施されたのは、平成24年7月20日であるが、これは言うまでもなく梅雨明け直後の夏期に当たる。

夏期には、しばしば積乱雲が生じ、局地的に集中的な豪雨が生ずることがあることは、誰もが知っている。

ことに本件事故現場及びその上流の加茂川の流域は急峻な山間部である。そして山間部はその地形の影響で気流の流れが複雑となり、平野部に比べ著しく天候が変わりやすいことは誰もが知っている事実である。

#### ウ、本件事故現場の河川の形状および河床の状況

また、これも「第1 過失責任の背景事情」「二、本件事故現場の加茂川の形状・水流」の箇所（本準備書面4頁）で主張した通りであるが、加茂川の本件事件現場付近の少し下流の流水面が狭くなっているうえ、狭い流水面に岩が突き出しており、急流となっている（甲49の②③）。

このような河川の形状から考えると、本件事故現場付近で幼稚園児たちが転倒するなどして流された場合には、すぐ下流の急流の箇所に流されるため救出が困難となることが容易に想定できる。

そのうえ、加茂川の本件事故現場付近の河床の岩には、苔が付着して滑りやすくなっているところもあり、本件事故現場付近は、総じて足下が不安定である。

このような場所において、まだ足下もおぼつかない幼稚園児たちに川遊びをさせると、場合によっては重大な危険が生じることが容易に想定できる。

#### エ、緊急時の対処の困難性

本件事故現場は、山間部にあるため、緊急事態が発生したとき、警察や消防の助力を請うても、現場に到着するまでに相当の時間を要し、即時に対応できないことが明らかである。

救急車が本件事故現場に到着するのに、早くても30分以上かかるし、引き返して病院へ搬送するのにも、同様の時間がかかる。これでは、緊急の救命などできないことが明らかである。

しかし被告らは、本件お泊まり保育の計画を立てる際に、このことを全く考えていなかった。

#### オ、計画を立てること自体の過失

以上述べたとおり、本件事故現場において幼児に川遊びをさせることは、その地理的環境や地域的豪雨による増水等によって、重大な危険が発生することが予測できたし、また園児が流されるなどその危険が現実化したときに、迅速・適切に対処できないという問題点がある。

そして被告らは、このような本件事故現場の地理的環境、天候の状態、本件事故現場の加茂川の形状その他の状況、緊急時の対処の困難性等を十分に認識していた。

このような問題点を考慮し、園児の安全を第一に考えるときは、そもそも本件事故現場で園児に川遊びをさせるという計画は、あまりに潜在的な危険性を孕んでいるから、このような計画をたてるべきではないことが誰にでも分かる。

しかし被告らは、上記の本件事故現場の地理的環境、天候の状態、本件事故現場の加茂川の形状その他の状況、緊急時の対処の困難性等の問題点を十分に認識していたにもかかわらず、それらの問題点が、場合によって不幸な結果をもたらす重大な危険を孕んでいることについての「思考」をしなかった。



- ①園児が流されないような場所の選定についての検討
- ②引率者の水泳能力や、持参する救命具が、園児が流されたときに即応し確実に救助できる程度なのかどうかについての検討
- ③園児が流された場合を想定しての、引率者の水泳能力等に応じた役割分担（誰が、どのように指揮し、どのように救助するか）についての検討
- ④増水時の対処法（避難すべき場合の合図、避難方法、避難経路などの策定と園児への指導）についての検討
- ⑤次のような救命具の携行についての検討
  - ・ライフジャケット
  - ・浮輪
  - ・ロープ
- ⑥事故発生時に消防や警察へ援助を要請した場合に、消防・警察が適時に現場に臨場できるのかについての検討

(4) このようなことを検討した上で、被告らは、園児の身体・生命の安全のため、次のような準備行動をすべきであった。

- a. 安全性に関する現地調査
- b. 危険発生の防止、危険発生時の対処についての組織的態勢作り
- c. 危険発生防止、被害発生防止のための装備の準備

#### イ、「a. 安全性に関する現地調査」

(1) 先に述べたように、本件事故現場は山間の峡谷を流れる川の河川敷であり、その地形や、夏期の天候を考慮すると、増水などの危険発生の可能性が予測できた。

従って、被告らとしては、現場を習熟している石鎚ふれあいの里の職員に、過去における加茂川の増水の実情や、河原からの避難方法等について聞き取り調査をして、危険発生の可能性やそれに対する対策を検討しておくべきであった。

また、その地理的状況から、緊急時に警察や消防に連絡するため、携帯電話が繋がるかどうか、電波の状況も確認すべきであった。（なお、本件事故現場は、携帯電話がうまく繋がりにくいという事実がある。）

しかし、被告らはこれをしていない。

(2) また本件事故現場の河川敷を見ると、左岸の河原が左岸の擁壁（堤防）に向かって、なだらかに高くなっていること、また、左岸の擁壁（堤防）に避難通路が設置されていることもわかる。（甲51の①②③）

従って、増水時には、河原に上がって、左岸に避難すれば安全であることが、現地を調査すればわかるのである。

(3) また、ふれあいの里の職員は、ふれあいの里の前を流れる加茂川が増水することがあること、川の水が濁るとまもなく増水すること、河原に続く右岸の擁壁（堤防）に避難通路があることなどを知っており、被告らが事前にふれあいの里の職員らに、園児達の川遊びの安全確保の方策について相談していれば、これらのことを教えてもらい、事前準備をすることもできたはずであった。

しかし、被告らは、ふれあいの里の職員から現地の状況等について尋ねることもせず、また危険の発生や、危険回避の方法に関し、現場の状況を検討することもなかった。

すなわち、被告らは、本件事故現場の安全確保について、全く何らの関心もなく、その観点での事前の現地調査を全くしていなかったのであり、現場の状況について無知のまま、園児達に川遊びをさせてしまったのである。

#### ウ、「b. 危険発生の防止、危険発生時の対処についての組織的態勢作り」

園児は幼少で判断力に乏しいし、身体・生命の安全を自ら確保するだけの身体的能力もない。しかも、川遊びをする園児の数は31名と大人数である。

従って、増水時の対処法の問題に限って言えば、被告らは事前に、危険発生防止のために、例えば次のような組織的な態勢作りをしておくべきであったが、全く何もなされていなかった。

##### i. 川遊びの場所や上流の全体を見渡す場所への教諭（監視役）の配置

本件河川敷の右岸の擁壁（堤防）の上に教諭（監視役）がいれば、上流も一望できるし、川遊びをしている園児全員の様子も監視できるから、いち早く危険を発見し、その危険に対する対処を指示できる。従って、園長であり高齢でもある近藤園長が右岸の擁壁（堤防）にい

て、このような監視役をすべきであったと思われるが、現実には近藤園長を含め被告ら全員が川の中に入ってしまい、このような全体を監視する監視役がいなかった。

## ii. 緊急事態発生時の手順の訓練、役割分担の明確化

先に述べたように、河原は左岸に向かって次第に高くなっているのであるから、増水時には、例えば警告の笛の音を合図に河原に避難し左岸に向かうのが安全である。ただ、多数の園児を速やかに避難させるためには、事前に教諭達の間で、このような避難法をとることを打ち合わせた上で、園児達にこのことを説明し、園児達を実際に訓練しておく必要がある。

また、園児が水流に流されたときにも、監視役が笛を吹くなどしてこれを知らせ、泳いで救助するだけの水泳能力を有する教諭（おそらく誰もいなかったのではあるが）が率先して救助に向かうという事前の態勢作りをしておく必要がある。

しかし、被告らは、このような緊急事態発生時の手順の取り決めや訓練、役割分担の明確化などの組織的体制作りを全くしていなかった。

このため、被告らは笛を持って行ったらしいが、本件緊急事態発生時にそれが吹かれることもなく、何の役にも立たなかったのである。

## エ、「c. 危険発生防止、被害発生防止のための装備の準備」

(1) 川で幼児の集団に川遊びをさせる場合、事前にどんなに注意していても、実際には何が起こるか分からない。

幼児の川遊びは、溺死という重大な結果の発生もあり得るのであるから、園児の身体・生命の安全に責任がある被告らとしては、潜在的な危険が現実化した際に、それに適切に対処し、重大な被害の発生を防止するために、想定される危険に適切に対処するための装備を予め準備し、危険発生に備えておくべきだったことは当然のことである。

(2) 本件の川遊びに際して想定される危険は、園児が水に流されるというものであるから、それに対処するための装備として簡単に入手できるものには、

- ・園児に着用させるライフジャケット

- ・救助者の浮力を増し救助しやすくするための教諭用のライフジャケット
- ・子供用浮輪
  - ・救助用ロープ
  - ・救助用浮輪
  - ・警告・指示が明瞭に聞こえるようにするためのハンドメガホン

などがある。

(3) 被告らは、これらを何一つとして準備せず、何一つとして携行していなかった。このため、増水時において、おろおろと狼狽するばかりで、被告教諭らは何らの救助活動もできなかったし、しなかったのである。

(4) ところが、これらの装備は、被告らが準備しようと思えば、さしたる費用もかからず容易に準備することができた。

これらの装備の価格は、もちろん店舗によって異なるだろうが、例えばインターネットの通販サイトで調べると、下記の通り僅かな金額に過ぎないことが分かる。(甲93の1~5)

・子供用ライフジャケット	1着	1185円(甲93の1)
・大人用ライフジャケット	1着	2520円(甲93の2)
・子供用浮輪	1個	674円(甲93の3)
・救助用のロープつき浮き輪	1個	1780円(甲93の4)
・ハンドメガホン	1個	1536円(甲93の5)

(5) これらは使い捨ての消耗品ではないから、1年に1回使うだけなら、おそらく何十年も使えるだろう。また、同じく川遊びをしている他の系列幼稚園でも使い回しをすることもできるから、園児の数だけ揃えても、幼稚園にとってはほんの僅かな負担としかならない。

すなわち、これら救命具の準備は、被告らが準備しようと思えば、まことに容易に準備できたものだったのである。

#### オ、為すべきだった準備の程度

(1) 求められる準備の程度は、発生が予測される結果の重大性の程度が大きければ大きいほど周到な準備が必要とされる。

幼児の川遊びは、ひとたび危険が現実化すると、容易に死亡という重大な

結果を招来するし、幼児には自らを防衛する能力がない。

従って、園児の川遊びの計画を立てる際には、

- ・どのような危険の発生が想定されるのか
- ・想定される危険の発生を防止するためどのような対策を講ずるべきか
- ・想定される危険が発生したとき、重大な結果の発生を防止するため、どのような対策を講ずるべきか

という点に関して十分に検討し、そのための準備をすべきである。

(2) しかるに、被告らは何一つとしてこれらの検討もしなかった。このため、

- ①引率者の救難能力（水泳力その他の救護能力）が皆無に等しく
- ②救難のための装備面での事前準備が全くなされておらず
- ③危険発生時の引率者の組織的対応についての事前の計画・訓練が全くなされていなかった

という全くの無防備な状態で、本件の川遊びが実施されたのである。

#### カ、まとめ

先に述べたように、本件事故現場は増水する危険性が現実的に予測できる場所なのだから、仮にこの場所において川遊びを実施するとしても、増水に適切に対処できるような十分な人的態勢、物的装備を準備しておく必要があった。

このような準備を何一つしないで31名という大人数の園児に川遊びをさせることは、発生すべき重大な危険性を考慮すると、あまりに無謀であると言わざるを得ない。

被告らが、川遊びを実施するための適切な準備なしで川遊びを計画・実施したことに、重大な過失があることは明らかである。

### 3、川遊びの危険性についての認識と情報へのアクセス

ア、上述したように、被告らは、園児の安全確保のために必要な事前の検討もせず、危険発生を防止する準備が全くなされない状態で、川遊びを実施したが、これはそもそも被告らが、幼稚園児たちが本件事故現場付近で川遊びをする、ということの危険性を十分に認識していなかったことによるものである。

イ、お泊まり保育に先だって平成24年7月3日に行われたお泊まり保育の説明会

では、配布された資料には川遊びについて単に「水遊び」と表記されたに過ぎなかったうえ（甲94号証）、幼稚園児たちのライフジャケット等が必要である旨の説明もなされなかった。

また、今回のお泊まり保育に参加した園児の一人である [ ] の母 [ ] は、お泊まり保育当日の朝に被告近藤恵津子園長に対し、幼稚園側がいうところの「水遊び」をするに際してラッシュガードや浮き輪、腕に付ける浮き具等はいらないのか、聞いたところ、同園長は、この「水遊び」は足首くらいまでしか水に浸からないところで遊ぶのだから、ラッシュガードや浮き輪等は荷物になるし不要である旨の、事実と異なる応答をした（甲14）。

ラッシュガード……伸縮性のある素材でつくられた水着の一種で、肌を覆い、摩擦や紫外線、有毒生物から皮膚を保護したり、体温の低下を防いだりするもの。

被告らはこのように、川遊びの危険性を懸念し浮き輪等の浮き具を準備する必要がないか心配した父兄に対し、わざわざ「水遊び」と称してその問いかけを排斥したのである。

このように、被告らは、川遊びのための準備をすることを消極的に思い至らなかったのではなく、むしろ準備をすることを積極的に排斥する姿勢を示したことは、被告らに、本件事故現場付近における川遊びが危険性を有するという認識が全くなかったことを示している。

本件の事故は、このような被告らの認識不足が招いたものなのである。ウ、しかし、川遊びの危険性については、仮に教諭らが知らなかったとしても、園児の安全を思って、ほんの少し調べさえすればすぐに判明することであり、川遊びの危険の認識をもつことは容易であった。

例えば、幼稚園児などの児童に川遊びをさせることの水難事故の危険性や、水難事故を防止するために行うべき準備については、公益財団法人河川財団が編集・発行している「水辺の安全ハンドブック」（甲96号証、以下、単に「ハンドブック」という。）に分かりやすく書かれている。

すなわち、川や水辺で活動するにあたっては、事前に気象情報を集める必要があること（ハンドブック6ページ）や、増水の危険性があること（ハンドブック14ページ）等、河川で子どもが遊ぶ際に危険を避けるために必要となる情報が

掲載されている。

「子どもの水辺サポートセンター」のホームページ（甲97号証）によれば、このハンドブックは、100円および消費税と、安価で購入することが出来る。

そして、インターネットで「川遊び 安全」と入力してインターネット検索を行った場合、検索結果の一番上に「川で安全に遊ぶために 河川財団—河川環境管理財団」というタイトルが表示され（甲98号証）、これをクリックすると、河川財団のホームページが表示され、そのページに、「子どもの水辺サポートセンター」のページや、「水辺の安全ハンドブック」のページにつながるように表示がなされている（甲99号証）。

「子どもの安全ハンドブック」のページを画面表示すれば、ハンドブックの記載内容が直接に表示される。また、「子どもの水辺サポートセンター」のページを画面表示した場合でも、同画面にハンドブックのバナーが貼られており、これをクリックすることによりハンドブックのページに行くことができる。

このように、インターネットで検索すれば簡単に「子どもの安全ハンドブック」にアクセスできるうえ、インターネット上に、購入の案内までされており、現実にはハンドブックを入手することは容易であった。

そして、原告代理人が河川財団・子どもの水辺サポートセンターに問い合わせたところ、このハンドブックは2000年度ころより作成されているとのことであり、本件事故が起きた平成24年7月時点でも作成されていたのであるから、被告らが本件事故現場において川遊びを計画する際に、簡単なインターネット検索さえすれば、入手が可能であった。

エ、上記のハンドブックに限らず、河川における水難事故の危険、および事故を防止するための準備・対処の方法については、多くの情報源が存在し、アクセスが容易であったのであるから、被告らにその気さえあれば、様々な情報にアクセスして、事故を防止するための準備、対処を行うことは、被告らにとっても極めて容易だったのである。

## 二、第二の過失（現場で臨機の措置を講じなかった過失）

被告らは、事故当日の天気予報、現場の状況を、現に把握していた。

従って、河川が急に増水する可能性を考慮して、その場で、

- ・川遊びの中止
- ・危険発生の防止対策

など、臨機の措置を講ずることができたし、また園児の安全のためそのような措置を講ずべきであった。

しかし被告らは、これをせず、漫然と川遊びを実行した過失が認められる。

以下これを述べる。

## 1、事故当日の天気予報

ア、先に本準備書面9頁で述べたとおり、本件事故が発生した平成24年7月20

日の愛媛新聞の朝刊に掲載された天気予報（甲53）は、「県内概況」として、

「気圧の谷や湿った空気の影響で午前中は雨が降りやすい。大気の状態が不安定になるため、雷を伴って激しい雨の降る所もある見込。雨の降り方に注意が必要。」

というものであった。

更に、「東予」地方の天気予報として、「……、昼すぎから曇り所により明け方から朝雷を伴い激しく降る。」との予報であった。

イ、また、松山地方気象台は、この日西条市に「雷注意報」を出していた。（乙8）

ウ、被告らは、上記愛媛新聞の天気予報を読んでいたし、また被告らの中には、インターネットの天気予報をみていた者もあり、全員が当日の天気予報の内容を把握していた。

## 2、事故当日に教諭たちが認識していた天候

ア、これも本準備書面10頁で既に述べているが、本件事故当日、聖マリア幼稚園の辺りは、どんよりした天気で、午前11時頃には通り雨が降っている。

イ、園児達がふれあいの里に到着したのは、当日の午後2時15分頃であったが、その頃もふれあいの里周辺は、午前中に降った雨で地面がなおも濡れており、水たまりも残っている状態であったから、かなりの量の雨が降ったことは明らかであった。

そして被告らは、このことに気がついていた。

### 3、現場で講ずべきだった臨機の措置

ア、このように、本件事故当日の朝の天気予報が

「……大気の状態が不安定になるため、雷を伴って激しい雨の降る所もある見込。雨の降り方に注意が必要。」

「……所により明け 方から朝雷を伴い激しく降る。」

と予報しており、かつ、現実にはふれあいの里の周辺の地面が、園児達が到着した時点でも、なお雨に濡れており、水たまりも残っているという状態だったのだから、誰でも、

- ・加茂川の上流の地域で、現実には「激しい雨」が降ったかもしれないこと
- ・その「激しい雨」によって加茂川が増水するであろうこと

の現実の可能性を認識することができた。

イ、また、被告らは、長らく西条市の内外に居住していたのであるから、本件事故現場が山間部の溪谷であり、加茂川の上流は険しい山が連なっていることを知っていた。従って、加茂川の上流で「激しい雨」が降ると、それが短時間で加茂川に流れ込み、増水する可能性があることは被告らにとって自明のことであった。

ウ、そして、これらの可能性が「現実」となり、加茂川の上流で「激しい雨」が降ったときは、本件事故現場で園児を川遊びさせていると、「激しい雨」によって生ずる増水で、園児の身体・生命に重大な危険が生じうることも自明のことだったのである。

エ、従って、被告らとしては、ふれあいの里に到着した時点で、園児達の身体・生命に対する危険を避けるため、遅くとも「現場での判断」として、

- ・あるいは、川遊びを中止する
- ・あるいは、予めふれあいの里に備置されていたロープ・浮き輪を借用する
- ・あるいは、水位の上昇に注意するよう教諭達的意思統一を図る
- ・あるいは、上流への監視を強化する
- ・あるいは、水位が上昇した場合の対処について、教諭らの間で打合せる

などの臨機の措置を講ずるべきであったし、しようと思えば、これらの措置は容易に行うことができた。

エ、しかるに被告らは、これらの措置を何一つ講ぜず、漫然と川遊びを実施した。  
ここに被告らの第二の重大な過失がある。

### 三、第三の過失（水位上昇・増水の予兆に気づかなかつた過失）

本件事故の直接の原因となった加茂川の増水は、何の前触れもなく突如生じたものではない。また水位の上昇も、一気に生じたものではなく、当初は徐々に増水し、その後急激に増水したのである。

すなわち、増水や水位の上昇にはその「予兆」があった。

被告らが、この「予兆」や、それに伴い徐々に生じた水位の上昇を感知し、これに適切に対処していれば、本件事故は生じなかつた。

山間の溪谷で幼児に川遊びをさせるという行為は、必然的に危険を伴う行為であるし、また被告らは園児らの身体・生命の安全を図る責任を負っている者である。

従って、被告らが、増水という重大な危険発生の原因となったその予兆に気づかず、さらにこれに伴う徐々に水位の上昇にも気づかなかつたことは、被告らの重大な過失と言わざるを得ない。

以下このことを述べる。

#### 1、水位上昇・増水の予兆

ア、本準備書面23頁で述べたように、川の濁りは、上流で雨が降り、地面に吸い込まれる雨量を超えた雨水が、地表の土を洗い流しながら川に流入して生ずる。

すなわち、川の濁りは、地面の保水力を越えた量の雨が川の上流で降ったことを示している。従って、川の濁りは、川の水位が上昇し増水することを予告する「水位上昇・増水の予兆」である

イ、こんなことは社会常識であるが、仮に被告らがこの社会常識を知らなかつたとしても、調べればすぐに分かることである。

またふれあいの里の職員は、川の濁りが水位上昇・増水につながることを把握していたのだから、事前調査の際などに職員に川の状況を聞いていれば、そのことを知ることができたのである。

ウ、この川の濁りについて、 は、甲68の1において、

「……水が多く(足の付け根、おしりくらい) になってきて、あやり先生に『先生！！』と声をかけたけど、が足をケガしたようで『後にしよう』  
と思った。水の色は白っぽかった。」

と述べている。

エ、すなわち、は、水位が「足の付け根、おしりくらい」に上昇してきたとき、「水の色は白っぽかった」と水の濁りに気づいている。

## 2、水位の上昇

ア、先に本準備書面23頁で述べたように、雨の降り始めは、大部分が地面に吸収され、地表から川に流入する量は僅かである。しかし、その後は地面の保水力(土壌が持つ貯水容量)が減じていき、次第に地表を流れる水量が多くなる。そして、地面の保水力が限度に達すると、ほとんど雨水が地面の表面を流れて川に流入するのである。

イ、すなわち、雨水による川の自然の水位の上昇は、ダムの放水や決壊などによる増水とは異なり、降り方による程度の差はあれ、必ず徐々に上昇していく。

ウ、川の水が濁ったことが、目で見ではっきり分かるようになったのは、事件当日の午後3時10分頃であり、教諭達がようやく増水に気がついたのは午後3時32分ごろであるから、この間約22分ほどもある。

鈴木日葵が増水に気がついたのは、おそらくこの午後3時10分頃だったと思われる。

## 3、水位上昇・増水の予兆に気づかなかった過失

ア、川の濁りは、川の水位の上昇・増水を予告する「予兆」であることは社会常識であるし、濁りの原因は何かを考えてみれば誰でもすぐに分かることである。

また、インターネット等で調べるとか、屋外レクリエーションに詳しい人に聞いてもすぐに分かることであるし、ふれあいの里の職員に本件事故現場の川の状況を聞けば教えてもらえたことである。

イ、また、被告らは、園児の身体・生命の安全に責任がある者であり、かつ、「川遊び」という必然的に危険が伴う行為を園児にさせる者であるから、事前に「川遊び」の安全な方法、現場の状況についてよく調べておくべきであった。

責任ある者が、調べればすぐに分かること、聞けば分かることを、「知らなか

った」で言い逃れするのはいかなものか。

ウ、川の濁りも、水位の上昇も、意識して気をつけていさえすれば分かったことである。

そして、川の濁りに気がついた時点、あるいは水位の上昇に気がついた時点で被告らが適切な避難行動に移っていれば、本件事故は生じなかった。

エ、先に述べたとおり、被告らが川の濁りや水位の上昇に気がついてさえいれば、これに対処して適切な避難行動をする十分な時間的余裕があった。

先に述べたように、午後3時10分ころには、目で見て分かるほどに川の水が濁り始めたし、増水はその約22分ほど後のことだったのである。

オ、このように、被告らが、「『川』という自然が、人に危険を生じさせることがある。」という、あまりに当たり前の事柄に留意し、事前に適切な調査をしていれば、当然のことながら、水の濁りが増水の予兆であることも分かっただろうし、また、水位の上昇にも気を配っていたのではないかと思われる。

「第一の過失」で述べた、「安全性に関する現地調査」の不備が、ここにも影響を及ぼしているのである。

川の濁りという増水の予兆や、その後の水位の上昇に気がつかず、その結果適時に適切な避難行動を取ることができなかったことは、被告らの重大な過失であることが明らかである。

#### 四、第四の過失（危険な方への園児の誘導）

危険が生じたときに、危険を回避するためには、安全な所に避難するのが当然である。

本件においては、左岸に河原があり、左岸の擁壁（堤防）に近づくに従って次第に高くなっているのだから、増水時には、園児達にまず河原に上がるように指示・誘導し、その後左岸の高い所に避難すれば、園児達に何らの危険も生ぜず、安全に避難させることができた。

しかし、まことに理解し難いことに、越智教諭らは園児らに対し河原に上がるように指示・誘導することをせず、逆に川の中を本件石段に向けて誘導してしまった。

先に述べたように、本件石段のある右岸の擁壁（堤防）付近は、増水前でも大人の

腹部ほどの深さがあった。これは、幼稚園児にとっては、頭部に達する深さであるから、増水したときは園児の背が立たない深さとなる。

本件石段へと誘導された園児が、増水した流水に流されるのは必然である。

吉川慎之介、、、

は、被告越智亜里によって、本件石段に向けて誘導されたため流されてしまったのである。

もし越智教諭らが、吉川慎之介らを河原に誘導していれば、本件事故は生じなかった。

越智教諭らは、慎之介らを危険な方へ誘導してしまったのであり、このことに重大な過失があることが明らかである。

## 1、本件事故現場の河原・河床の形状

ア、すでに本準備書面「二、本件事故現場の地形・水流」「2、流水面と河原」（4頁）において述べた通り、本件事故現場付近の河原も河床も、右岸（ふれあいの里側）が低くなっており、左岸の擁壁（堤防）に近づくにつれ次第に高さが増している。

イ、すなわち、右岸の水流がある部分の河床は、右岸の擁壁（堤防）に近づくに従って次第に水深が増している。右岸の、擁壁（堤防）下付近における水深は、増水前でも大人の腹部ほどの深さがあった。

ウ、また、ふれあいの里とは反対側（左岸）の堤防の壁面には、幅1.5mほどの、手すりがついた避難通路が設置されており、この避難通路を上がりきると、県道第12号線に出ることができる。

## 2、増水時の適切な避難経路

ア、上記の通り、右岸の水深は、右岸の擁壁（堤防）に近づくに従って深くなっていたし、先に述べたように本件石段下の河床は、大小の岩が点在し、苔が生えて滑りやすくなっている所もあった。

しかも、本件石段がある右岸の擁壁（堤防）側は、増水前でも大人の腹部ほどの深さがあり、増水しなくても園児にとっては危険な深さである。そして、そのすぐ川下には、流れが速くなっている部分（甲49の②③）があるから、園児が

流されると救出が困難である。

これに対し、河原は左岸に向けて次第に高くなっており、避難通路にも接続しているのであるから、増水したときには、河原に避難するべきであることは誰の目にも明らかであった。

### 3、危険な方へ園児達を誘導した過失

ア、ところが、越智教諭らは、適切な避難経路の判断を完全に誤り、左岸付近にいた園児たちの一部について、増水を始めた川を渡らせてより深い右岸の本件石段に誘導してしまった。

イ、そして、このように右岸へ渡るように誘導された園児たちの一部（吉川慎之介、）が、実際に川に流されているのである。

一方で、左岸の河原から避難通路を上がった園児たちも12名おり、その者らは、当然、増水に吞まれることはなく、助かっている。

ウ、このように、園児たちの一部について、右岸へ渡るように誘導した被告らの判断は完全に誤っており、それによって上記吉川慎之介らに生命の危険を生じさせてしまった。

エ、これは、本件事故の経緯をみると、現場における「とっさの判断」の誤りというわけではない。

お泊まり保育の計画段階で、被告らは増水の可能性について検討し、園児の安全を念頭に置いた現場の下見をして、増水したときの対処法について対策が講じられてさえいれば、このような「とっさの判断」の誤りというのは生じなかつたはずである。

計画のずさんさと被告らの無責任さの結果が、この時点で露呈したにすぎない。危険な方へ園児達を誘導したことが、被告らの重大な過失に当たることは、まことに明らかである。

## 五、適切な救助活動をしなかった不作為の責任

### 1、被告らの状態

被告らは、吉川慎之介らが増水した川に流されたこと、その後慎之介が水没して

行方が分からなくなったことを、その直後に知った。

しかも、被告篠田ひとみは、慎之介が水中に没した瞬間を目撃してたから、その位置を特定することができた。

従って、被告らとしては、全員でその場所の近辺を捜索して、慎之介の発見に努めれば、慎之介を早期に発見して救命することができたと解される。

しかし被告らは、狼狽し、「下を向き泣いている」「パニック状態」という状態で、誰一人として慎之介の救助に向かわなかった。

## 2、吉川慎之介が流されてから沈んだ状態で発見されるまでの経緯

ア、午後3時29分ころ、越智教諭は、「そろそろ川から上がりましょうか。」と述べた後、自らの周囲にいた吉川慎之介、らを入れて、右岸の石段の方に向かったが、彼ら4人の園児が越智教諭とともに川に流されてしまった。

イ、水に流される途中で、越智教諭は、を近くの岩に押し上げたが、、、吉川慎之介の3名は、そのまま流されてしまった。

その後、は再び流されたが、河原（左岸）の方から来た藤井教諭が、とを救助した。それとは別に、は、下流にある岩にしがみついていたところ、ふれあいの里の職員に救助された。

ウ、吉川慎之介は、本件石段の200mほど下流で水中に没したが、その瞬間を篠田教諭が見ていた。

## 3、被告らの慎之介に対する救助活動の有無、内容

ア、近藤園長は、吉川慎之介ら園児たちおよび越智教諭が流されるのを見て川の中に入り、救助しようとしたが、寺西教諭から引き留められたことから、すぐに救助をあきらめ、河原に上がった。その後、慎之介がおらず、流されたことが判明した後も、同人を捜そうとしなかった。

イ、村上教諭は、園児たちが流されたことを認識した後も、石段の上にならぬのみであり、何らの救助活動もしなかった。

ウ、寺西教諭も、園児たちが流されたことを認識した後も、何らの救助活動もしなかった。

エ、篠田教諭は、一度岩の上に上がったと思われる吉川慎之介が水に沈むところを

目撃しており、その位置を認識していたが、同人を捜そうともせず、自らは何ら救助活動をしなかった。

オ、別宮教諭および石川教諭は、園児たちが越智教諭と流されたことを認識した後も、何らの救助活動もしなかった。

カ、藤井教諭は、流された[ ]と[ ]を救助したが、その後吉川慎之介の行方が分からなくなっていたことを知ったにもかかわらず、何らの救助活動をしなかった。

キ、越智教諭は、上記の通り、吉川慎之介を含む4人の園児たちとともに流れに飲まれた。その後、同人は吉川慎之介を手から離してしまい、どこに流されたのか分からなくなってしまった。

しかし、どこに沈んだか分かった後も、川に入って慎之介を捜索しようとしなかった。

#### 4、被告らの不作為の問題点

ア、上述したように、慎之介が水没した場所が分かっているにもかかわらず、被告らは誰一人として自ら水中に入って慎之介の捜索・救出に向かわなかったし、近藤園長や村上主任も、この捜索・救出をするよう、他の教諭達に指示をしていない。

イ、これはおそらく、被告らの誰一人として、増水した川に入って捜索するだけの水泳能力を持った教諭がいなかったからであると推認できる。

そのような情けない（非力な）教諭達の態勢で、しかも全く何らの装備も準備せずに川遊びを実施した計画の無謀さが、ここでも露呈しているのである。

ウ、被告らは、幼稚園児たちの川遊びを実施する幼稚園教諭として、園児たちの生命・身体を親権者から預かっていたのであるから、現実には幼稚園児たちが水に流され、生命・身体の危険にさらされた場合には、可能な限りの手段を尽くして、幼稚園児たちの生命が失われる事態を防止する義務があった。

慎之介が沈んだ直後に、その地点の付近を被告ら全員で捜索していれば、必ず早期に慎之介を発見し救助し救命できたはずである。

しかし、被告らは何もしなかった。

率先して捜索活動を行い、かつ捜索するよう教諭達に指示を出すべき近藤園長

も、村上主任も、全く何もしなかった。

このような、無責任な不作為が、慎之介の命を奪ったのである。

## 第5 無知と責任

被告らが、上記第一ないし第四の過失責任、及び適切な救助活動をしなかった不作為の責任のすべてを負うことは当然のことである。

このようこのような事態を招いた背景として、被告らが、川遊びの危険性について、あまりに無知であり、その結果として、園児たちの安全面への配慮が全くなされていなかったという事情がある。

園児たちは年齢的に幼く、危機に直面した際の判断能力や自衛能力は皆無とってよい。教諭達は、園児たちを、その両親たちから預かり保護者となるのであるから、園児たちの生命身体の安全は、教諭たちに完全に委ねられていることになる。

従って、被告らは幼稚園の教諭として、園児たちを危険にさらさないよう、職務上極めて高度の注意義務が課せられている。

そして、幼稚園の事業の計画において、潜在的に幼稚園児たちに危険が生ずることが少しでも想定される場合には、そもそもそのような危険が想定されることには近づかないように計画する必要がある。

また、危険に近づく場合には、生じ得る危険の性質とその危険への対処法を検討し、その危険が現実化しないようにするか、危険が現実化した場合にその被害の発生を回避できるような十分な準備をする必要がある。

人は様々であるから、危険発生の可能性やその対策について無知である者もいるであろう。しかし、幼児の身体・生命の安全を預かる者にとっては、無知は責任軽減の根拠とはならない。

無知であっても、自ら調べたり、他に教えを請うたり、注意を払うことによってその無知を克服することができる。

幼児の身体・生命の安全を預かる者としては、積極的に無知を克服することにより、無知から生ずべき危険を回避することが当然の義務だったのであり、被告らは全くその努力をしていなかったのである。

以 上

第 1 過失責任の背景事実	1
一、事故現場付近の自然環境	2
1、本件事故現場の地勢	2
2、加茂川について	3

二、本件事故現場の加茂川の形状・水流	4
1、本件事故現場の加茂川の形状	4
2、流水面と河原	4
3、下流の石段下の河床の状況とその上・下流の水流	5
4、避難通路	6
5、現場写真	6
三、事故当日の天候	9
1、天気予報（本件事故当日の朝の天気予報）（甲53）	9
2、事故当日に教諭たちが認識していた天候	10
3、事故当日の加茂川の水源・流域（集水域）の天候	10
4、雨水が本件事故現場に到達するまでの時間	11
第2 本件お泊まり保育について	12
一、本件「お泊まり保育」に参加した園児ら	12
1、本件「お泊まり保育」に参加した園児ら	13
2、本件訴訟の関係園児	13
二、被告ら	14
三、7月20日の事実経過	15
第3 本件事故発生の経緯	15
一、園児が川遊びをしていた場所・水深	16
1、本件石段下の河床	16
2、川遊び場所の選定	16
二、増水時の園児・教諭の位置	17
三、増水の予兆	17
1、水位上昇・増水の予兆（その1）……ふれあいの里での午前中の降雨	17
2、水位上昇・増水の予兆（その2）……水の濁り	18
四、水位上昇の程度とその早さ	19
1、水位上昇の程度	19
2、水位上昇の早さ	22

五、園児達の避難等について	24
1、右岸の石段を登ったグループ　　合計14名	
ア、増水前に既に本件石段を上っていた園児(2名)	25
2、左岸の河原から避難通路を上ったグループ　　12名	26
3、流されたグループ　　4名	26
六、故慎之介らが流された状況	27
七、増水時の園長・各教諭の行動	28
1、石川正子教諭	28
2、越智亜里教諭	29
3、近藤恵津子園長	29
4、篠田ひとみ教諭	29
5、寺西香代子教諭	29
6、藤井さおり教諭	30
7、別宮瑠美教諭	30
8、村上玲子教諭	30
第4　被告らの過失責任と不作為責任	31
一、第一の過失（無謀な計画をした過失）	31
1、本件事故現場で川遊びをする計画自体に過失がある	31
ア、本件事故現場の地理的環境	32
イ、夏期の天候	32
ウ、本件事故現場の河川の形状および河床の状況	32
エ、緊急時の対処の困難性	33
オ、計画を立てること自体の過失	33
2、川遊びを実施するための適切な準備なしで川遊びを計画・実施した過失	34
ア、被告らがなすべきだった事前準備	34
イ、「a. 安全性に関する現地調査」	35
ウ、「b. 危険発生の防止、危険発生時の対処についての組織的態勢作り」	36
i. 川遊びの場所や上流の全体を見渡す場所への教諭（監視役）の配置	37
ii. 緊急事態発生時の手順の訓練、役割分担の明確化	37

エ、「c. 危険発生防止、被害発生防止のための装備の準備」	37
オ、為すべきだった準備の程度	39
カ、まとめ	39
3、川遊びの危険性についての認識と情報へのアクセス	39
二、第二の過失（現場で臨機の措置を講じなかった過失）	42
1、事故当日の天気予報	42
2、事故当日に教諭たちが認識していた天候	42
3、現場で講ずべきだった臨機の措置	43
三、第三の過失（水位上昇・増水の予兆に気づかなかった過失）	44
1、水位上昇・増水の予兆	44
2、水位の上昇	45
3、水位上昇・増水の予兆に気づかなかった過失	45
四、第四の過失（危険な方への園児の誘導）	46
1、本件事故現場の河原・河床の形状	47
2、増水時の適切な避難経路	47
3、危険な方へ園児達を誘導した過失	48
五、適切な救助活動をしなかった不作為の責任	49
1、被告らの状態	49
2、吉川慎之介が流されてから沈んだ状態で発見されるまでの経緯	49
3、被告らの慎之介に対する救助活動の有無、内容	49
4、被告らの不作為の問題点	50
第5 無知と責任	51